

第 2 号

9月10日(木)

平成27年第3回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 寄 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 野 田 俊 明 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 中 島 正	健康福祉課長 山 下 剛
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長 沖 村 眞 一
農業委員会事務局長 草 野 信 一	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（永田義昭君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において、項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申し出てください。

8番、片山議員の発言を許します。

○8番（片山裕治君） 皆さん、おはようございます。8番議員、片山裕治でございます。8月25日、台風15号により被害を受けられた皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

では、早速ですが通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

先日、友人との会話の中でふるさと納税が話題になりました。友人から、去年はふるさと納税をほかの自治体に2万円しました。それで寄附のお礼で自治体の豪華な特産品をいただきました。それに所得税控除額と還付金を合わせると、実質2万円の中、2,000円の出費で済んだということを話を聞いて、えっというふうにみんなで聞き入ったところでございます。

私もふるさと納税はほかの自治体にはしていませんし、ふるさと納税については、町外に住んでいる方が、自分の生まれ故郷にされる事業だと思い込んでおりました。認識、勉強不足だと感じた次第であります。

また、町民の方でふるさと納税を利用してほかの自治体へ寄附を行っている。町外に住んでいる町職員の方が、氷川町にふるさと納税で寄附されているのかなというお話になりました。国のふるさと納税の当初は、人口減少などによる地方の税収減を補い、大都市との格差是正を図るねらいで2008年より始まった制度で、かつて住んでいた故郷や興味のある地域などの自治体に、どこに住んでいても関係なく寄附する制度です。

そこで今回の質問になりました。1項目、ふるさと納税制度について。（ア）平成20年度の制度開始から、納税額の実績とその使い道はどのような状況か。

（イ）現在、氷川町に寄附された方に対しての対応はどうされているのか。

2項目、合併10周年を迎えての観光並びに物産振興について。（ア）現在、氷川町の観光・物産について事業を行っている団体はどれくらいあるのか。（イ）イベントなどの開催において弊害はないのか。（ウ）観光協会などと物産協会などの統廃合を勧めたらどうか。

最後に議長をお願いいたします。1項目の質問は（ア）（イ）別々にお願いし、2項目の質問については、（ア）（イ）（ウ）関連がありますので一括で答弁をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 片山議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、ふるさと納税制度についての（ア）の答弁をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、片山議員のご質問につきまして、回答させていただきたいと思います。

まず、（ア）の平成20年の制度開始から、納税額の実績とその使い道はどのような状況かということでございますが、議員ご承知のとおり、この制度につきましては知ってらっしゃると思いますが、確認のためにこの制度について申し上げたいと思います。

この制度は、生まれ育ったふるさとや地域を大切にしたい、貢献したいという善意の気持ちから、寄附金という形で応援や貢献したいと思う自治体へ寄附をされた場合、原則といたしまして、寄附された金額から2,000円を除いた金額が、所得税と住民税から控除される制度でございます。

それでは、（ア）につきましてお答えいたしたいと思います。平成20年度開始からの寄附金額でございますが、平成26年度までの7年間の累計で、94件の586万9,100円でございます。活用といたしましては、寄附される時点で6つの事業に対しまして、これらの事業に使ってほしいというのがあります。

その1つ目でございますが、地場産業の育成、2つ目が福祉・医療、3つ目が子どもたちの教育、子育て支援、4つ目に環境保全、5つ目に地区づくりの支援、6つ目が町長がふるさとに必要だと認めるものということで、この中から用途を選んで寄附されますので、その意向に添いました事業へ活用させていただいております。

寄附金はふるさと氷川応援基金に積み立てております。平成24年度には、基金の一部を取り崩しまして、各事業へ359万2,000円の活用をさせていただいております。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） わかりやすく説明いただきましたけども、氷川町で寄附の内容は1から6あるんですね。1つ目が、生活を豊かにする地場産業の育成に関する事業、2つ目が、父母・兄弟のための福祉・医療及び健康づくりに関する事業、3つ目が、次代を担う子どもたちの教育、子育て支援に関する事業、4つ目が、水や緑の環境保全及び景観の維持・再生に関する事業、5番目が、地区コミュニティの支

援など地区づくりに関する事業、6つ目が、その他町長がふるさとのために必要と認める事業であるということで、現在、3つほどの1、2、3について、生活を豊かにする事業、父母・兄弟の福祉・医療、健康づくり、3番目の次世代を担う子どもたちの教育・子育てに関する事業について、寄附をいただいているということでした。

この寄附の内容も、現在、平成24年度に359万2,000円活用させていただきましたというのは、ホームページを見たら載っていましたが、この内容をもう少し具体的にどういったお金に使ったのかなて、大まかな事業に使いましたよというのはわかるんですけども、もう少し丁寧に説明していたほうがいいのではないかなというのが1点と、もう1点が、町のホームページの納税の仕組みについて、平成23年1月ですかね、国からの通達の仕組みについてが書いてあるんですけども、今年の平成27年4月より納税制度改正がまた行われていますね。それとやはり更新してないみたいですので、それも早く更新すべきではないかと思っておりますけども、その2点、よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、第1点目のそれぞれの活用の詳細につきまして、大まかなやつで申し上げたいと思います。

まず、いきいきサロン事業につきまして使っております。それから予防接種料、これにつきましては、子宮頸ガン等のワクチン接種でございます。これが大きいものでございます。それから要支援児童の生徒教育支援事業にも使っております。それと下水道事業にも使っております。それと地区活性化総合交付金のほうにも使っております。以上が詳細、内訳でございます。

それから、先ほど申されましたが、平成27年4月1日からのやつがホームページに載っていないということで、これにつきましては直ちに改正させていただきたいと思っております。終わります。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 今の課長の説明がありましたので、ぜひ事務作業をスムーズに進めていただいて、責任持って仕事をしていっていただきたいと思います。それをお願いしまして、1項目（ア）を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 次は（イ）の答弁をお願いします。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、（イ）の答弁でございますが、寄附された方への対応といたしましては、お礼状を添えまして返礼品をさせていただいております。その返礼品につきましては、金額に応じまして特産品及び加工品の詰め合わせセット等を送付いたしております。

また、寄附された翌月に広報誌へお名前を掲載させていただいております。

これで答弁を終わらせていただきたいと思います。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 特産品は今、説明いただきましたけども、金額に応じてお礼なんかされているみたいなんですけども、どこにどういった形でその品物を発注されているのかというのと、1点と、あと金額というのはどのような解釈をしているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 一応、6つの金額のランクを設けまして、それに対して、14%から25%ぐらいまでの間で返礼品を、今のところは道の駅のほうの物産館のほうに、その1つ1つのセットに基づいて、例えば5,000円から1万円の間は、2,000円という形で、その返礼品をセットでお願いしているところでございます。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 金額に応じてパーセンテージでお礼はされているということでしたけども、一応、自分も気になったもので、ほかの地域のこともちょっと納税について調べてみました。それをちょっとお話しさせていただきます。

ふるさと納税は、2015年4月1日より税制改正が行われ、住民税の1割程度だった還付、控除額が2割程度に拡大いたしました。さらに年間5自治体以上寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで、確定申告が不要になり、都道府県、市、区、町村に対して、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、確定申告をすると、住民税のおよそ2割程度が所得税から還付、住民税から控除される制度です。自分の生まれた故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。つまり実質、今、納めている県民税、市民税の一部を任意の自治体へ移転することになります。

ふるさと納税について5つの特徴があります。1つ、特産品がもらえる。ふるさと納税をすると、特産品や工芸品など、各地域のお礼の品がもらえる。2、生まれ故郷でなくてもOK。ふるさと納税の寄附をする先は、生まれ故郷でなくてもよい。3つ目、税金が控除される。年収や家族構成により控除額は異なりますが、例えば4万円を寄附したとすれば、3万8,000円程度の税金の控除がされることがあります。4、使い道を指定できる。税金の使い道は個人が決める。税金の使い道を指定できる制度、これは今、6項目氷川町でもありましたから、それにどういった使い方をしてほしいと言え、そこに申し込めるという話ですね。5つ目、複数の自治体から選べる。複数の自治体、ふるさとに寄附を通じて支援ができるのがふる

さと納税の特徴であるというのが大体5つの。しかし、ふるさと納税制度の現状は、生まれ故郷や応援したい自治体への寄附といった本来の趣旨が薄れ、特産品のお礼合戦になっているのも事実です。こうした現状に憂慮すべき点は確かにあると思いますが、ふるさと納税制度によって、納税者に対象となる自治体を選択する道を拓いたというのも重要なことでもあります。納税者に税の使い道に対する自覚意識が高まったことや、各自治体に自らの魅力を一層磨き、全国的にPRしなければならないという意識が高まったことなども事実です。

そこで、氷川町でもふるさと納税にはもう少し踏み込んで、皆さんの知恵を出すべきだと考えております。現在の自治体によっては、ふるさと納税によって、寄附金収入よりも個人控除額のほうが大きく、収入はマイナスになっている自治体もあり、この先何もしないままでは、他の自治体に比べふるさと納税に対する温度差、認識のずれにより、ふるさと納税により多少なりお金が町内から流出してしまうということが、氷川町でも考えられるんじゃないんでしょうか。

国も地方創生の具体化に向けるふるさと名物応援事業がスタートし、ふるさと名物を開発して地元の魅力を発信し、地域経済の活性化につながる動きが出始めております。県・市・町村が自治体の魅力を全国にアピールして、ファンを増やすことで、ふるさと納税募集に努力をすべきだということも国が進めている事業でもあります。

話には、ある自治体によれば、所在する地元の会社で製造された鉄道模型をふるさと納税の特典にしたところ、爆発的な人気となり、北海道から沖縄の離島まで、全国から約1,600件の申し込みがあったということです。これは現在の鉄道マニア、鉄道ファンに喜ばれた特典かもしれませんが、氷川町もふるさと納税を活用することで、地元の道の駅、JA、商工業の特産品や地域資源に目を向け、氷川町の魅力を全国に発信することができるのではないのでしょうか。

例がありましたので1つ紹介させていただきますと、家族構成で、奥さんがおられ、子どもさんが1人おられます。年収が大体650万円の方、その方が控除になる限度額というのが、大体12万4,000円だそうです。これは寄附金額に実際控除額は変動しますが、この方がされたのは、実際に寄附金額を総額2自治体に10万円されており、自己負担額が2,000円で済んだそうです。受け取ったお礼の品が、牛焼き肉すき焼きセット1.1キロを5セット、約5.5キロ、コシヒカリ100%10キロの品物を3セット、養殖本マグロ400グラムを2セットといったふうに、こういったお礼もいただいて、出費が2,000円で済んでいるというような事例が載っています。

また、寄附の使い道としては、この方は村民健康増進及び福祉の向上に関する事

業、住んでみたい・住み続けたいまちづくりに関する事業に寄附されたということ
であります。

2014年度寄附金の全国ランキングもちょっとご紹介させていただきます。寄
附金額トップが14億6,000万円、2位が10億600万円、3位が9,700
万円、あとずっとあるんですけども。今度は寄附の件数で多かったところが、これ
は町なんですけども、6万4,356件、2位が5万8,290件、3位が5万4,
648件、これ何が言いたいのかといいますと、寄附金額の3位のところは町なん
ですよ。人口7,600名、世帯数2,850世帯、大体世帯数ではうちの氷川町
の半分ぐらいなんですけども、9億4,000万円、9億4,000万円というのは、
ここの町の税収よりもはるかに多い金額が寄附されているということも認識、頭の中
に入れておいていただきたいと思います。

また、寄附件数におきましても、この町では6万4,000件というような莫大
な寄附が集まっています。氷川町で言うと、世帯数で言いますと約1.3倍の寄附が
ここに集まっているということがあります。こういったのも頭の中に入れておいて
いただきたいと思います。

また、寄附金の1位の自治体では、これをどうやって集めているのかなというこ
とも気になりましたので、お話ししますと、1位の自治体は、1万円以上の寄附を
いただいた方に、感謝のしるしとして地元の特産品を送り、寄附金額に応じてポイ
ントが付与され、寄附金の払い込み後、送付されるカタログ、自治体サイトの中か
ら、ポイントに応じて好きな特産品を選ぶことができます。寄附件数の1位の自
治体では、有機農業を町の目玉とし、行政・民間・NPOの三者連携のプロジェクト
チームを組んで取り組んでおられるそうです。このような自治体では、申し込み
が、いくつかの品物では品切れも生じており、来年度の先行予約も始めるというよ
うなことも書かれております。

ということで、はじめにお話ししましたが、特産品の謝礼合戦になっていること
も事実ですが、今、政府は地方創生を声高にあげ、地方自治体に対し権限を少しず
つ移譲してきています。このふるさと納税もそういった流れの中にあります。町の
魅力を発信していくためにも、氷川町へのふるさと納税の推進を積極的にアピール
すべきではないでしょうか。

そこで、最後に町長にお尋ねしますけども、今からでも遅くありません。町長の
諮問機関で1,000万円の寄附を目指した、ちょっとふるさと納税プロジェクト
チームでも立ち上げていただいて、実施していただけるかどうかというのも、今後
の課題としてしていただけるか、どういうふうな気持ちを持っておられるか、その
ことだけ聞かせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ふるさと納税制度につきましてのお話をいただきました。大変ありがたい示唆をいただいたなと思っておりますが、この納税制度のもともとの趣旨、やはり我がふるさと、あるいはその地域のために、ぜひ使っていただきたいという、そのお気持ちが一番大切だろうと思っておりますので、その気持ちをしっかりと受け止めて活用させていただく。その上で、やはりそういった促しをするのも大切であろうと思っております。

今それぞれ地域で県人会がよく開催をされます。東京熊本県人会、あるいは関西の熊本県人会、東海県人会、ご案内がまいります。そのときなかなか参加できませんもんですから、町の特産品を送る。そのときに、氷川町のふるさと納税のパンフレットも一緒に送らせていただいております。ぜひそういったふるさと納税を勧めてくださいというお願いも、あわせてしているところでございますが、今、ご案内がありましたとおり、ホームページあたりを使ってしっかりとPRをしていく、そのPRの仕方がもう少し工夫をしてはどうかということでございましょう。そのことにつきましては、先般、氷川町内職員でつくります未来まちづくり総合研究会を設置いたしております。そういったところの検討テーマにあげて、しっかりと皆様方の知恵をまたお借りしたいなと思っております。しっかりと考えてまいります。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 全国の所得税、やっぱり収入が12兆円から14兆円ぐらいあるみたいなんですけども、やはりそれの中の今からパーセンテージが増えてくると思いますので、ぜひ、そういうのも理解して、今からのまだまだの市場ということで、やはりそういったのも認識されて、もう少し研究されて、また町内の、町外から1人でも多く寄附していただきまして、また、職員の方でも、町外に住んでられる職員の方も氷川町で、これはやっぱり氷川町にしたほうが、こういった品物でよかったなというような、また自慢できるような、そういった形でも進めていっていただきたいことをお願いしまして、1項目を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、合併10周年を迎えての観光並びに物産振興についての（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） それでは質問事項、合併10周年を迎えての観光及び物産振興についてというご質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、（ア）の現在、氷川町の観光物産についての事業を行っている団体は、どれぐらいあるかというご質問でございますけれども、現在、有限会社氷川町まちづ

くり振興会、氷川物産振興協議会、宮原まちづくり株式会社、氷川町観光物産協会などがございます。有限会社氷川町まちづくり振興会は、道の駅竜北と氷川町竜北物産館、並びに氷川町農産加工研修センターの管理運営を行い、加工品の開発や物産展を開催し、農産物や特産品のPRを行っております。

また、氷川ツーリズムクラブの事務局もまちづくり振興会内にありまして、都市と農村のふれあいを目的として、農業体験や交流事業を行っております。氷川物産振興協議会は、商工会が開発をいたしました特産品や会員の商品の販売、販路拡大のための試食会や販売会などを行っております。

宮原まちづくり株式会社は、中心市街地活性化のための事業を行っており、ひなまつり展やわらしべ市などのイベントを開催しております。

氷川町観光物産協会は、一般会員と物産会員があり、旧宮原町の事業を中心として、納涼祭や地蔵祭りなどの伝承事業の支援や、花火大会を開催するほか、町内外のイベント、物産展への出店を行っております。それぞれ合併以前からの活動を継承しながら、氷川町の特産品の販売や町のPR事業を行っております。

そのほか、県立自然公園立神峡では、今年から熊本県隊友会八代北部支部が管理者となり、観光事業や施設の管理運営を行っていただいております。

続きまして、(イ)のイベント等の開催において弊害はないのかというご質問ですけれども、それぞれの団体が、先ほど申しましたように設立の目的に沿って活動をしており、町内ということでございますので、情報を共有しながら活動しておりますので、活動自体の弊害はないのではないかと考えております。

最後の(ウ)につきまして、観光協会と物産協会との統廃合を勧めたらどうかということでございますけれども、これまで3回ほど、先ほど申しました団体の関係者の皆様が集まっていただいて、これまでの活動の報告と今後についての意見交換をしております。先に申しましたとおり、それぞれの団体が設立目的を持って活動を継続しております。その活動をこれからも継続をしていかないといけないというところもございまして、そのすべての活動を取りまとめる団体についての結論には至っていないという現状でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） 今回の質問は、10年を迎え、氷川町内でもこういう観光にしても物産にしても団体も多いし、イベントもたくさん増えております。担当課におかれては、すごく事業が多くて大変だろうと思います。そういった中、やはり今、説明がありましたように、団体によっては会費を取る団体と取らない団体、物産展につきましても、やはり情報がスムーズに伝達できないということで、町内の業者

がどこかに出店しているにもかかわらず、そういうイベントに出店したくても連絡がないため出店できない、あとから知ったというようなお話も聞きますし、このような事態が起きないためにも、もう少し改善すべきではないかと思えます。

また、今、氷川町観光物産協会長のほうも、ぜひ今年度こそは一本化してスリム化して、どうにかまとめていきたいというような気持ちもございませう。そういったのにも応えるためにも、やはり今まで10年間幾度と会議等もしておられると思えますけれども、そういった中で、なかなか団体だけではいろんな事情がありまして、スムーズに話が進まないということもありますと、これをぜひ町長、まとまりやすいように、もう1回全体で町長主催の検討会をしていただいて、観光協会、新しい観光協会、物産協会というような形で、事業団体各担当も農業振興課、商工観光課というような課での事業ということもありますけれども、どうにか形で、物産展についてはこういった連絡をこの会員さんにしますよとか、観光協会だったら氷川町内のPRはこうやってやりますよというような形の、新しい10年目を区切りとした協会を見直していくためにも、町長の音頭で、どうにかそういう会議を開いていただけないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほど課長から、それぞれの団体の活動の趣旨、目的につきましてはお話をしましたとおりでございまして、それぞれの組織団体が、その目的を達成するために今、一生懸命頑張っているというところでございまして、まずはそこを、しっかりと進めていただくということが大切であろうと思っております。その上で競合する部分があったりとか、一緒にやったほうがいい部分があったりとかというのは、それぞれが連携を図ってやっていけばいいことかなと思っておりますので、何もかも1つにまとめてしまって事業を進めていくということになりますと、なかなか逆に見えにくい部分もあるのかなと思っておりますので、まずはそれぞれの団体が、それぞれの団体の中で目的を持った活動をしっかりとやっていただく、その上で連携できるところはしっかりと連携をしていく、その連携の橋渡しは当然商工観光課のほうで、私どももお手伝いをしてまいりますので、まずはそこを充実させていくことが大切かなと思っております。その延長線上で今のような離合集散、一緒になったほうがいいという話がまとまってくれば、それはそれでの形としていいのかなと思っておりますので、今後しっかりと活動していただく、そして、その上で連携を図っていただくことを、まずはやっていただきたいなと思っております。

○議長（永田義昭君） 片山議員。

○8番（片山裕治君） やはり団体に、自主性にお任せしたら一番いいことなんですけれども、今まで10年間なかなか思いが伝わらなくて、団体がまとまらなかったとい

うこともありますので、そういったのもまた検討していただきながら、できればもう1回新しい形の団体ができるように進めてもらいたいと思います。そう願いたしまして、今日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 以上で片山議員の一般質問を終わります。

次に、1番、河口議員の発言を許します。

○1番（河口涼一君） 皆さん、おはようございます。1番議員の河口でございます。

まず質問に入ります前に、今回の台風被災者の方々に心からお見舞いを申し上げます。それとともに素早いご判断で緊急避難所の設置、それから被害調査、さらには災害ごみの搬入、受入れ対応ということで、町長以下職員の方々には、暑い中に大変なご苦勞をいただいたということで、感謝を申し上げたいと申し上げます。

話を聞きますと、話によりますと、緊急避難所で朝まで過ごして、それからそのまま災害ごみの搬入、受入れに駆け付けられた、まさに獅子奮迅のスーパーマン、スーパーウーマン的な活躍をされた職員がいらっしゃるということで、大変頭の下がる思いでございます。それと区長さん、今日はたくさんおいでですが、区長さん方にも被害調査にずいぶんご苦勞いただいたようで、心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、早速質問に入りたいと思いますが、今回質問は1項目用意いたしました。地方創生についてということですが、実はこの地方創生の中の総合戦略というのがあるようですが、このことについては、明日本会議が終了しましたあとに、担当課、担当セクションのほうから、より詳しく丁寧な説明があるということございまして、まさに間の悪いタイミングのよくない質問になりましたが、私が質問を通告しまして、それから議案が送られてきました間にずいぶんタイムラグがありましたもので、もしそこで、こういう質問がかぶるときには、私たちも質問のストックを持っていて、そこで差し替えができるような対応も必要ではないかと思った次第であります。

そこで、今回の質問については、要点をわかりやすくお答えいただいて、議事録もございまして傍聴にもおいでですし、ネットで現在、ご視聴の方もいらっしゃいますし、また広報誌にも記載しますものですから、ポイントを私も簡単に質問しながら、お答えのほうも、重複する部分については割愛されて結構ですので、ポイントだけをお述べいただければと思います。

まず、地方創生ということですが、昨年あたりから、急にかまびくしく言われだしまして、もともと日本自体が人口急減、それから超高齢化社会ということにもう入っておりますけれども、これが直面する大きな課題でございますが、これに対して各自治体、各地域がそれぞれの特長を生かした上で、自立的で持続的な社会を創

生できるよう、まち・ひと・しごと創生本部というのが昨年設置されたようです。

この地方創生ということですが、八火図書館が新しくなりまして、関連の本が何冊か入りましたもんですから、早速お借りして、わからないところは、2回、3回お借りして読んでみたわけですが、どうも、はっきりしません。はっきりしませんというか、そもそもこの地方創生の創生という言葉自体が辞書を引いてもこれはありません。おそらく霞が関のキャリア役人の造語だと思います。

そして、この地方創生の捉え方なんですけど、国のほうで今回こういうふうに取り組みをするので、あとは地方で自治体職員が中心になって、自分たちで調べ、自分たちで考え、策定をしてくれ。独自のプランを、それぞれ必死になって考えてくれと、そして、さらにはしっかり実行してくれと、どうも、そういう上から目線的な感が否めません。これは私だけひねくれてそういうふうを受け取っているのかもしれないけれども。

今、問題となっていますが、人口が急激に減少している。それに歯止めをかけるということと、東京、大都市に一極集中している、これを解消する。そして、地方に安定した雇用を創出する。そののち地方の課題に応じた取り組みを進めていくということで、それに付随したテーマを、どうやって解決していくかということで、地方創生関係の関連の諸計画、人口推計ワークシートというのですか、こういうやつを今年度中に策定してくれ、それも数値目標付きの総合戦略づくりをやってくれ、そして、それができたところには、自由度の高い予算配分でもって支給しますよということのようですが、そのことに対して、地方創生とはどういうことかということと、このことに対して今どのような取り組みをしていますか。そして、(ウ)ですが、この事業の推進にあたって、町内外の人脈のネットワークが必要ではないですかということをお尋ねをしましたが、町内外の人脈のネットワークと申しますのは、これちょっと尋ね方が曖昧でありましたけれども、先ほど町長がお答えの中に、東京・大阪、各地の県人会があるということでしたが、氷川町の氷川町に関係した、あらゆる業界にこういう人脈がありますよと、例えば、こういう大学で、こういう研究者がいますよとか、マスコミ業界にはこういう人がいます。法曹業界、法律関係には、こういう方々がおられると。そこでいろんな方の、氷川町の中だけでは足りないようなご意見、アドバイスをいただけるようなネットワークの構築が必要ではないか。現在、終わりかどうかということも含めて、どういふ方々が氷川町出身でおられるのかということも含めて、1回詰める必要があるのではないかとということをお尋ねいたします。

○議長（永田義昭君） 河口議員の質問事項、地方創生についての（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、河口議員の地方創生につきまして答弁させていただきます。

議員さんご承知のとおり、6月議会のときに、この地方創生につきましての報告をいたしておりますので、先ほどいろいろと申されておりましたとおりでございますが、（ア）（イ）（ウ）について一括して申し上げたいと思います。

地方創生につきましては、安倍内閣が掲げる主要な政策といたしまして、地域振興、活性化といったものであり、政府は、まち・ひと・しごと創生本部で基本方針を決定されております。

平成26年11月28日にまち・ひと・しごと創生法を施行されまして、取り組みが進められているところでございます。主要な柱といたしましては、東京の一極集中の解消、地域社会の問題の解決、地域における就業機会の創出などでございます。

そこで市町村は、国・県が定めるまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、当該市町村の実情に応じた総合戦略を定めるよう努めなければならないということでございますので、この規定に基づきまして、氷川町では、まち・ひと・しごと創生本部会議を平成27年1月5日設置いたしまして、月1回のペースで会議を開催しているところでございます。総合戦略に係る事業等を各課から提言していただきまして、3月、6月繰越予算でございましたが、消費喚起型・先行型の交付金事業を3月補正予算に計上いたしましたものでございます。

本町における総合戦略の策定をする際には、まち・ひと・しごと創生の政策5原則であります自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視、明確なPDCAサイクルでございますが、計画・計画実行・計画実行後の評価、それと今後の改善のもとに、短期・中期の具体的な数値目標を設定いたしまして、政策効果を客観的な指標により検証いたしまして、改善を行うことが必要ということでございます。

また、総合戦略の策定におきましては、人口ビジョンの策定も必須となっております。人口ビジョンの期間は、2060年を基本といたしております。これらにつきましては、今後策定状況について説明報告を行ってまいりたいと思っております。ある程度の政策等をこれまでに検討し、国・県の総合戦略や氷川町総合振興計画との関連についても含んだところで、人口ビジョン、総合戦略の素案を作成したところです。

少し紹介させていただきますが、4つの基本目標で、1つ目、町の礎となる地域産業が交流し、魅力的な雇用がある町では、元気な地域産業の育成、持続可能な地域産業の育成を行う。2つ目に、地域の宝を楽しみ、町内外の交流が盛んな町では、催し開催による交流促進、広域連携による交流人口、移住定住促進を行う。3つ目

でございますが、若い世代に結婚から子育ての場として選ばれる町では、安心して生み育てられる子育て支援、地域と連携した子育て環境、きめ細かな学習環境創出、結婚希望者への結婚応援を行うということで、4つ目に、誰もが暮らしやすく心豊かに過ごせる町では、住宅整備、利活用の促進、安全・安心快適な生活環境の創出、地域防災の強化を行うなど、これらのもとに重点プログラム、具体的な取り組み内容等を掲載予定でございます。

今議会の閉会后、議会へ素案について詳しく説明させていただきますので、ご意見等を伺わせていただきたいと思いますと考えております。総合戦略の策定にあたっては、産・官・学・金・労で構成する推進会議を設置し、審議し、広く意見が反映されるようにすること、また、議会と執行部が車の両輪となって推進し、総合戦略の策定段階や効果・検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが、国の基本的な考え方でございます。

町の体制といたしましては、住民代表に教育・子育ての代表、それから産業界では、JA八代、農業委員会、商工会、行政機関といたしましては、県南広域本部の総務部長、大学につきましては、熊本高専の教授、それから金融機関につきましては、肥後銀行、熊本銀行の構成メンバーでいたしております。策定だけでなく策定後も推進会議のメンバーによりまして、実施した事業の検証を行い、評価するとともに、今後の改善までをこのメンバーがかかわってまいりますので、人脈ネットワークが活用されることと考えられます。

今後のスケジュールとしましては、議会・推進会議・本部会議や、パブリックコメントを通していただいた素案についてのご意見等を取りまとめまして、12月定例会への報告を行いたいと考えております。平成27年12月までに具体的な取り組み内容を関係課と連携し、総合戦略を策定するよう進めてまいりますので、ご理解いただくとともに、ご協力とご指導、ご支援いただきますようお願い申し上げます。

これで答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 丁寧にご回答をいただきましたが、この回答をもって、すべて終了していいところではありますが、まだちょっと時間が短すぎますので、少し意見を申し述べたいと思いますが。ただいま東京一極集中を解消するというのもありましたが、これは地方が考える問題ではなくて、実際国が、これまで進めてきた施策、戦後、都会に人口を集中させ、そこで産業もそうですが東京に集まりすぎたものを、じゃあ今さら分離分散ということで、何とか地方で知恵をだしてくれというのも、ちょっといい加減な気もするわけですが。実は政府のほうで今、若者

や高齢者を移住・定住してもらおうと、特に高齢者は、東京がいろんな医療施設とか介護施設が不足してきますので、人材もそうですが、これを地方のほうでやってくれませんか、そうしますとそういう施設やまた雇用も生まれますよ、地方のほうは人件費は安いですから、恐らく採算にあいますよぐらいの、少々安易な考えではないかと思いますが、具体的と申しますか、東京圏への転入をこれまでより年に6万人減らして、そして転出、これを4万人増やしていく、こういうことも言われています。こういう案も出ているようです。

ついでに言わせていただきますが、一極集中ということで申しますと、首都圏人口という考え方と東京圏人口という考え方があるようですが、実は、首都圏といいますのは、東京を中心に関東1都6県、それに山梨県を加えた、これは法律では首都圏整備法というのがあるようなんですが、ここで4,360万人、日本の総人口の3分の1がここに集まっておるということです。それと東京圏人口といいますと、これは東京に隣接した埼玉・神奈川・千葉、この1都3県で3,500万人を超える。日本の人口の3割近くなります。これが実態なんです。

ここに集まりすぎた人間をさあどうするかということなんですが、先ほども申しましたけれども、企業も官庁も、それから有名大学も東京に集中しています。有名大学ということでついでにお話ししますと、一昨日、今年度の司法試験の発表がありました。その中で、東京にあります大学が合格者の半分以上を占める。東京近郊の大学も含めると6割近くが東京にある大学からしか受からないと、地方は、そちらのほうから撤退をしようと、一部の私立大学もそうですが、そういう現状があって、そういう現状を深く理解した上でこういう要請を地方にしてくるといっても、国も無責任なやり方ではないだろうかと考えております。

それと、最後に申し上げたいと思いますが、今回いろいろご苦勞されて、月1回ペースですか、この会議をされていかれるということですが、恐らく全国に1,800ぐらいの自治体があると思うんですが、恐らく同じような、こういう総花的な取りまとめができてくるんじゃないかと思います。ここのコンシェルジュですか、アドバイザーですか、国とか県とかそちらから来られるようですが、恐らくこの方たちはいろんな起業をされたりとか、それから何か創りだしたとかいう経験のない方たちだろうと思います。そこに国のメンバーは、失礼な申し方ですが、スケールダウンしたようなメンバーが集まって、さあ作り上げていこうと。これは作り上げた結果どう運用をしていくのか、これが氷川町にフィットしたやつになるのかという話になるだろうと思います。

そこで、私はかねがね、常に町長が、氷川町は農業が基幹産業だと、農業を中心に、維持存続、発展をさせていくんだというお話をされます。私も農家の方は、以

前質問をしましたがけれども、基本的には定住民族ですから、しっかり地元を根を張って、そして伝統文化を大事にしながら、和を持って暮らしていかれるということで、私もそれには同感をするものであります。

そこでこの施策の中に、この氷川町の強みである、現在頑張って農業を営んでおられる、実績もある、今回梨の被害がございましたけれども、そこに今、営農されている方がさらに稼げるような、儲かるような農業、そして、じゃあ2次産業はどういうことかという、そこで商品化できないような製品を加工にまわすとか、3次産業の流通も対策をうっていくということで、現在、農業を営んでいる方より発展されることもともかく、安心して後継者の方が跡継ぎができる。そして、一時は都会に出たけれども、また帰ってきて農業を継ぐ、これは青年帰農というらしいんですが、さらには、仕事を辞めたあとに家へ帰ると土地もある、両親もいるんで農業をやってみようか、これは定年帰農ですが、こういう方々が力を発揮できるような施策もぜひこの中に折り込んでいただいて、そのことが私が、次の機会になると思うんですが、耕作放棄地対策、荒廃地対策で、ご質問をしたいと思うんですが、ぜひ効果も出てくるのではないかと思いますので、そのこともお願いを申し上げたいと思います。

ずいぶん時間は早いんですが、最後に町長のほうから総括でご所見をいただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 河口議員から地方創生に対するご質問でございました。内容につきましては、課長から丁寧にお答えしましたし、また明日、その進捗状況も報告をさせていただきたいと思っております。

議員おっしゃいましたとおり、これまでも、それぞれの政権下の中で、地方頑張れという取り組みはされてきました。ふるさと創生もあれば今回のような地方創生、その中で、先般、日本創生会議のほうから発表されました、いわゆる消滅可能自治体ということで、私ども氷川町もその消滅する自治体に、メンバーに入ったわけですが、ございますけれども、そういった危機感を煽るような数字も出してられました。そういった中で今回の地方創生、いわゆる人口ビジョンと総合戦略を作れというお話がございまして、まさに議員おっしゃいましたとおり、上から目線の話だなという思いはいたしますが、地方頑張れという思いは、しっかりと受け止めていかなければならないと思っております。

私どものほうでも当然私たちの町の基本方針であります総合振興計画、合併をしまして作りまして、来年、再来年まで、2017年までのひとつの10年の区切りの計画を持っております。それに基づいてこれまでそれぞれの政策を進めてきてお

りますので、今さら、この総合戦略で何かをとすることはございませんけども、その中でもやはり向こう5年間、財源を確保するんだと、担保するというお話でありますので、それに沿った総合戦略はやはり作り上げて、そしていただける財源はいただいこうという考え方で今、事業を進めているところであります。

何といたしましても私たちの町を、これからも持続可能な町として残していかなければなりません。そのための人口がどれだけの人口でこの氷川町を運営していけばいいのかというものを、この際にしっかりと考えるべきかなと思っておりますので、いい機会ではあると思っておりますので、しっかり皆様方とともに、氷川町の総合戦略を作り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（永田義昭君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） すみません、申し忘れておりましたが、1ついろいろこの問題について、いろんな書籍、ネットあたりで調べていきましたら、その中に1つおもしろいのがありました。これはぜひ今回ご検討いただきたいんですが、地方創生卒業奨学金、この奨学金を受けて、戻って定住をすれば、一部または全額を免除すると、そういうのがあったようです。

先ほども申し上げましたが、いろんな、優秀な若者が都会に出て行って帰ってこない、なかなか帰ってこれないというのが現状でありまして、そのために、何かそのきっかけといいますか、こういうのもあるからまた頑張って勉強してくれと、そのかわりこちらのほうでも情報を共有しながら、早めにこちらで仕事を見つけるなり跡を継がれるなりして、有能な若者に帰ってきて活性化につなげていただきたいと思えます。ぜひ検討材料の中にひとつ入れていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で河口議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田議員は都合により、本日このあとの会議に欠席届けが提出されておりますので、ご報告いたします。

次に3番、長尾議員の発言を許します。

○3番（長尾憲二郎君） おはようございます。3番議員の長尾憲二郎でございます。

9月議会におきまして、一般質問の許可を永田議長からいただきましたので、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先般、8月25日未明の台風15号、これにおきましては、山間部の梨・栗、果実物、また平野では、耕作用のハウスビニール関係が多大な災害が発生しております。この発生した生産者の皆様方には、心からお見舞い申し上げます。

さて本題に入りますが、まさに今、関東・東北地方では、特別に大雨の警報が発生され、住宅や耕作畑が冠水に遭っている状態でございます。テレビ報道等でも、非常に報道されています。このような異常事態、異常的な天候が我が町でも発生しないとは言えません。特に危機管理意識を持って、どこどこが弱いのか強いのか、やっぱり行政でも、また議会としてもチェックしていく必要があるかと思えます。

我が町は、県道以下、以南といいますか、海側においては特に干拓地でございます。勾配がほとんどないという状態でありまして、排水に関しましては、強制排水しないとその水を排出することができません。そういった意味で、私が今回質問した内容に基づいての形になると思いますが、西網道の竜北排水機場の起動が、1号機が動き出したのが昭和52年でございます。2号、3号機は昭和56年ということで、実際、排水機場の完成は昭和61年でありますので、1号機からみましても、もう経過としては38年、9年経っております。

よって、排水機場の排水ポンプの能力の低下、ポンプのポンプエンジンの保守点検費用が多大に発生しているということで、早急な更新が必要とされてきています。今年の6月、7月の梅雨時期では、長雨やゲリラ的な豪雨で、北鹿野地区、それから南鹿野地区、中網道、西網道、沖塘地区においては、農作、耕作物の冠水が発生しております。特に7月1日の大雨でも、北鹿野から西網道に流れる用水がございしますが、こちらのほうの耕作地の堤防を完全にオーバーして、耕作地へ冠水しておりました。そういった状況もこの目で私も確認しておりますが、このような集中豪雨や大型台風化してきていますので、一刻も早く排水対策が求められる状況であります。

氷川町は、藤本町長が常々お話しされていますように、本町は農業立町であるということを常におっしゃっています。しかし、そういう災害が発生しますと、即、農業生産者の皆様には死活問題という形になります。以前は米やい草というのが主体的な耕作物でありましたけども、現在は苺・トマト・露地野菜・花等に転換されてきています。

昨日、農業振興課に耕作ごとの面積を出してほしいという資料をいただきましたが、JAで統計されていますけども、個人的な出荷がされているところもあるので、正確ではないがというところの資料をいただいております。鹿島地区を入れて6地

区の合計で、米が208件で240ヘクタール、それから草が37件で509ヘクタール、苺・トマト・露地野菜等で96件、35ヘクタールということでデータが出ておりますが、ハウス関係の耕作比率が非常に増えてきています。よって、地域議員として以上の件を重視して、問題視して質問させていただきます。

私の質問は、項目は1項目です。排水機場の排水対策事業はどのようになっていますか、という1項目に絞っております。その中で、(ア)事業計画の進捗はどのようになっていますか。

(イ)としまして、排水時の漁協との協定はどのように確認できていますか。

それから、(ウ)としまして、今後、国・県に対してどのような働き掛けをして進めていかれるのですか。この3つに絞って質問をさせていただきます。

以上をもって質問の内容の説明を終わりにさせていただきます。以上です。

○議長（永田義昭君） 長尾議員の質問事項、竜北地区排水対策事業についての(ア)から(ウ)までの答弁を求めます。農地整備課長。

○農地整備課長（前田昭雄君） それでは、私のほうから、竜北地区の排水対策事業について、事業計画の進捗は現在どのようになっているかについてお答えいたします。

この事業は、竜北地区で大雨による冠水被害が発生していること、また、冠水被害による施設園芸や露地野菜などの農作物への支障を来していることなどから、排水対策が必要との考えで取り組みが始まったものです。

平成22年に町で排水実態調査を実施し、排水不良の原因として、宅地、ハウス等の増加による流出量の増加、道路、排水路整備による到達時間の短縮、既存の氷川排水機場の老朽化による機能低下等が原因としてあげられました。

平成23年度には、熊本県が事業実施主体となり、排水路、排水機場整備など、地区に有効な対策と事業化について調査を行いました。

平成24年度からは、排水対策の検討と事業化に向けた推進を図ることを目的に、関係区長、土地改良区役員等で、竜北地区排水対策検討委員会を設置し、検討が進められてきました。

平成26年度には、それまで排水対策検討委員会で検討されてきた推進計画案を決定しています。決定された推進計画案は、西網道地区にあります設置後30年以上経過し、老朽化し、機能低下しています既存の氷川排水機場、これを廃止し、同地区に新たな排水機場を建設する。あわせて、排水機場の能力アップに伴い、排水機場に排水を導く導水路を新機場の能力に合ったものに改修し、竜北地区の冠水被害を防ごうというものです。その後、検討委員会で決定された推進計画案を、関係する6地区で地元説明会を開催しまして、この計画案で新規事業を進めることで了承されております。

次に、今回の事業ですけど、熊本県の県営事業で実施することで進めております。県営の土地改良事業で実施していくためには、土地改良法による実施事業の手続を行っています。その概要について説明いたします。

まず、県営の土地改良事業につきましては、申請事業となります。今回の申請方法としましては、土地改良法の3条資格者、これによる申請をしています。はじめに今回、申請人となる受益地区の代表21名の方を申請人に定めております。次に、申請人による事業の計画概要を縦覧公告しております。これは計画概要に対して、地域住民等から意見を聞くためのものですが、これについて縦覧期間内に意見書の提出はありませんでした。

次に、受益者の同意徴集用に計画概要等を公告しております。並行しまして、第6回排水対策検討委員会を開催し、土地改良法による手続の説明と、土地改良事業に必要な同意徴集の協力を依頼しております。

その後、受益地区の区長様に同意徴集を依頼し、2月末まで同意徴集を行っています。必要な同意を得られましたので、申請人により、熊本県に対し、土地改良法に基づく施工申請を行っています。その結果、平成27年3月31日付けで、熊本県より、県営竜北地区土地改良事業、これにつきましては適当との通知をいただいております。

氷川町の手続を終わり、引き続き熊本県での手続が行われています。まず、県で土地改良事業計画書を作成され、次に、熊本県による事業計画の縦覧公告がなされています。その後、異議申立て期間、異議申立て期間中の異議申立てがなく、事業計画が平成27年8月19日に確定しております。

先ほど言いました土地改良の施工申請とあわせまして、平成26年10月30日に熊本県へ、平成27年度新規県営事業としての実施申請を行っています。これにつきましては、平成27年4月9日に事業実施決定通知をいただいております。

今、述べましたように事業実施決定もなされ、町、熊本県での土地改良法の手続も8月に終了しました。現在、熊本県で県営土地改良事業として事業に着手されています。まずは、排水機場へ排水を導く導水路の整備を進めるということで、現在、導水路の測量設計と土質調査、地質解析等が実施されているところです。

以上で、(ア)についての答弁を終わります。

続きまして、(イ)の漁協との協定は確認できているかについてお答えします。

現時点で氷川排水機場、現氷川排水機場ですけど、これにつきましては、運転に関しての協定書等については確認ができていません。しかしながら、現状として排水機場の管理を委託しています氷川土地改良区から、運転時には竜北漁業協同組合には4月から9月にかけては運転時に連絡をし、10月から3月にかけては、運転が

必要なときには承諾を得て運転しています。今、申し上げましたように、排水機場運転時には、漁協との連絡を密にしており、これまで排水機場の運転に際しての支障は出ていないということです。

また、昨年10月に受益地区の区長様から提出されました陳情書、また12月に議会からいただいた意見書の中にも、降雨時に排水機場の即時稼働できるように漁協との調整を指摘されています。これまで排水対策検討委員会、地元説明会でも同様の意見をいただいております。現在も排水機場の運転がスムーズに短時間でできることが重要なことだと考えています。今後も漁協との協議の中で、スムーズな稼働ができるように協議を進めていきたいと考えております。

(ア) (イ) の答弁について、私のほうからは終わります。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） ご質問の（ウ）で、今後、国・県に対してどのような働き掛けをしていくのかというお尋ねがございました。この事業につきましては、まさに必要に迫られた事業でございまして、以前から要望が強うございました。やっと事業化ができたということは、大変喜ばしいかなと思っておりますが、これからが本番でございまして、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。その上で、これまでも、熊本県あるいは農政局、それから農林水産省に働き掛けを行ってまいりました。昨年の11月には議員の皆様等もご同行いただきまして、農林水産省への要望活動も整備要望も行ったところであります。そういったことが功を奏して今回の採択につながったのかなと思っておりますけども、今後も、それぞれ農業予算が厳しい中で、この事業はしっかり進めていかなければなりません。そのためにはやはり予算を確保しなければなりません。県営の事業といたしましても、やはり私どもが地元でございまして、私どもからも、国・県には、しっかりとまた要望を続けてまいりたいと考えております。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） 今、課長のほうからも十分な説明と経過を説明いただきまして、誠にありがとうございます。その中でちょっと1つ確認をさせていただきますのは、先ほども言いました耕作物の冠水という形のものを今、主体的に申し上げましたけども、平地であるがために昔の母屋に関しましては、瞬時的な床下浸水が発生しているという状況も聞いております。そういう意味では、居住区における冠水もみられますので、そのへんの調査がされているのかどうか、今後またそういうものが発生したときに、どのような対策を今後講じていかれるのか、この件については、ちょっと耕作物とは違いますが、どなたか課長、ちょっとご説明を、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 農地整備課長。

○農地整備課長（前田昭雄君） 農地整備課のほうでは、今、大雨が降った場合、どの程度の冠水面積になるか、そういったことは調査していますが、住宅のほうについては調査はしていません。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） これは私の質問の中にちょっと、母屋に関しての件についてはちょっと離れていますので、質問の内容としてはちょっと当てはまらないところであったかもしれませんが、特に問題があると思いますので調査をお願いしたいと思います。

続きまして、漁協との問題の協定書の件ですが、この排水機場は、起動し始めたのは昭和61年ですけども、はっきり言いまして約30年経つとるわけです。その当時に漁協と、それから稼動するときに協定書が消去されているということを知っています。結ばれているということを知っています。特に漁協に関して排水するにあたっては、真水を出すわけですから、その当時は海苔等の問題があったかも知りませんが、現在はハマグリの子魚を入れて、漁協のほうで繁殖させているという話でございます。そういったものが、排水によって災害が発生したと、障がいが発生したということになりますと、それらの内容をはっきり確認しとかなないと、協定を結んでおかないと、そのへんの状況がつかめないんじゃないかなと思いますので、その漁協の協定は、土地改良区での管理、実施しているということですが、特にそのへんを確認をお願いし、協定を結んでいただきたいと思っております。そのへんについて課長のほうからご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 農地整備課長。

○農地整備課長（前田昭雄君） 今、長尾議員から提案ありました。何にしても排水機場がスムーズに運転することが大事だと考えています。早期に運転できるような体制が必要だと考えております。そのために今の提案につきましては、十分検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） その件につきましては、問題が発生しないようにひとつよろしく願いいたします。

それから、再度ちょっと町長にお尋ねします。着工から排水路、用水路の関係にしましても、県の県営事業という形になるとは思いますが、着工から工事期間が約10年と聞いておりますね。10年ということになりますと、非常に長い工期期間であるし、多額の金を投資するわけですが、今現在、測量に入っています。測量から設計等、それから現実に土地買収等が今から進んでいくかと思いますが、地権者

の方々の協力姿勢も必要かと思えますけども、必要なうえでの動きになるかと思えますが、その10年を1年、2年でも早く工事完了ができるようお願いしたいと思っていますところ。今、天候等、大雨等のゲリラ豪雨関係を見ますと、いつ来るかわかりません。そういう意味で、早く手を打ったほうが耕作の被害が最小限に済むのではないかなと思えますので、このへんもぜひよろしくお願いします。

特に地権者さんの受益者負担といいますかね、こちらが発生しないように、ひとつ基本方針の中でしっかりとうたっていただき、国・県に、陳情をしていただきたいと思えます。

そういうことで、今後の用水路の工事が進みますが、排水機場は別にそのあとの工事と聞いております。そのへんの工事着工ができそうな年月というのは、難しいかもしれませんが、思いでも結構ですので、ちょっと町長のご返答をいただけたらと思えます。よろしくお願いします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 長尾議員、この事業の重要性をかんがみて、いち早くという思いでのご質問だろうと思っております。

まず、この計画でございますが、6年の計画でございます。今年から事業が始まりまして、計画では6年のうちに事業を完成させるという計画でございます。ただその上で、先ほど少しお話をしましたが、今、国からの農業関係予算がかなり厳しい状況にあります。農業基盤整備事業につきましても、県が要望しております金額の半分ぐらいしか今、交付金として国からの交付がないという状況がございます。そのことは今後もたぶん続いていくんだらうなということでございまして、熊本県のほうでは、今その事業のそれぞれの見直しも迫られているというのが現状でございます。

そういったことをかんがみまして、以前どちらかの町政懇談会の中で、10年という言葉を出したのかなと思っておりますけれども、計画は6年計画でございまして、できるだけその6年間で終わるように、これからはしっかりと進めていきたいと思っております。

また、先ほど長尾議員も少しお話をされました、いわゆる防災面での役割も果たすのではないかと。まさにそのとおりでございまして、農地だけではなく住宅地の、そういった冠水につきましても、たぶん解消されていくものと思っております。調査はいたしておりませんが、どうしましても各集落からの流れ込みの部分を処理する排水機場でございますので、その能力が上がれば当然、その分も解消に向かっていくのかなという思いはございます。そういったものを勘案しますと、やはり地域の防災面にも役に立つ施設でございますので、受益者の負担は取らない方向

で今、事業を進めているところでございます。

それから、機場の整備につきまして、やはり順番がでございます。機場を先という話もございませぬけれども、先ほど課長が説明しましたとおり、機場の排水に必要な水量を確保するためには、やはり導水路をまず改修をしなければなりません。その後機場の更新という形になっていくと思っております、先ほども言いましたとおり、6年というスパンの中で、ぜひ完了するように、これからもしっかり頑張っ
てまいりたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 長尾議員。

○3番（長尾憲二郎君） 町長には誠に誠意ある答弁をいただきましてありがとうございます。今後とも議会としましても町と一体になって、国・県、ましてや関係箇所、部署に陳情に行かせていただきたいという気持ちはいっぱいでございます。そういう意味では、予算の問題、工期の問題、それから住民の声を吸い上げて、そういう形で動けるものであれば、ぜひひとつ町長、陳情の際には声掛けていただいて、同行させていただきたい旨を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で長尾議員の一般質問を終わります。

次に、5番、江寄議員の発言を許します。

○5番（江寄 悟君） 5番、江寄です。通告に従い、一般質問を行います。

いよいよ合併10年記念式典を10月10日に迎えることとなりました。私はこの10年間の成果について、氷川町総合振興計画をもとに、小さな合併の成果について、執行部とともに検証を重ねてきましたが、今回は第8弾として施策の大綱、地域の未来について一般質問を行いたいと思います。

質問に入ります前に、今回の台風15号における甚大な被害を被られた被災者の皆様に、心よりお見舞い申し上げたいと思います。特に吉野梨においては、約6割が被災されたとの説明を受け、町としても生産者の皆様へ力強い、再起していただくために、できる限りの手立てを講じていってほしいと思っております。

このような中で、議会では、議員全員で台湾へ、吉野梨の販売状況をデパートに視察する研修が行われようとしています。氷川町議会として、海外視察が必要かどうかも含め、研修経費を災害復旧費に充てていただいたらどうかなと私は思っています。ぜひ、永田議長にはこの海外へ今、行かれることを自重するよう、再考をお願いしたいと思います。

では質問に入らせていただきます。小さな合併の成果について、（ア）住む人が誇りに思える住宅・住環境の充実についての取り組み成果はどうなっていますか。

（イ）暮らしを支える町の基盤の充実についての成果は。（ウ）地域の歴史・伝

統・文化の継承の継続状況は。(エ)住民主役のまちづくりの推進についての事業成果はどのようになっているのでしょうか。

次に、2項目目として、8月26日、水曜日の熊日新聞に大きく取り上げられていました、氷川町未来まちづくり政策研究会については、町民の皆様が非常に関心を持って読まれたことと思いますし、私もいよいよ藤本町長が、これからの氷川町について行動を開始されたなあと、拍手をもって歓迎いたしております。

私は、広く町民の皆様がこの件に関して知っていただくために、急きょ質問予定を変更して、このことについてお伺いいたします。

(ア)設立に至った経過や趣旨、メンバー等について。(イ)これからの取り組み内容、期間、報告について。(ウ)町長がこの研究会に期待するものと、研究会の提言に対する対応について。

以上、質問いたします。簡潔な答弁をお願いします。おおむね40分ぐらいを質問時間でということで、議運の委員長から話がきていますので、それで40分ぐらいで終わりたいと思いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(永田義昭君) 江寄議員の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。

質問事項1、小さな合併の成果について(第8弾)の(ア)から(オ)までの答弁を求めます。総務課長。

○総務課長(陳野信次君) それでは、まず総務課が関係いたします事業のうち、(ア)と(オ)につきましてお答えさせていただきます。

まず、(ア)についてでございます。防犯・防災・交通安全対策の面からは、住民の命や財産を守るための安心・安全なまちづくりの推進を基本といたしまして、地区内見守り活動や地区要望を中心に防火施設、設備、交通安全施設の整備に取り組んでまいりました。

特に防災備蓄倉庫におきましては、国土交通省が道の駅防災機能強化のために設置したものを含めまして、町内に3カ所設置いたしております。災害における消防隊の活動を支援するための活動服や装備の充実、災害に対応する消防施設や交通事故の未然防止のための安全施設の整備など、施設面の整備は着実に進んできております。

次に、(オ)についてお答えいたします。

円滑な地区運営と地区づくりを進めるための窓口といたしまして、地区担当職員を各地区に2名ずつ配置し、地区要望の取りまとめや町政施策に関する相談窓口となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、企画財政課が担当する施策、事業等について、（ア）（イ）（エ）についてお答えいたします。

まず、（ア）についてでございますが、便利で快適な環境づくりのための生活道路・公園施設の充実、施設の方針、便利な案内サイン整備推進の施策方針で、公共サインの検討・整備につきましては、「ひかりん」を活用した統一サインは取り組んでおりません。

次に、（イ）についての施策の体系で、広い行動範囲で便利に暮らすための幹線道路、ネットワークの確立、広域アクセスのための幹線道路網の強化を進めるの中で、スマートインターチェンジ及びアクセス道路整備事業は、インターチェンジにつきましては開通しておりますが、アクセス道路につきましては、町長が本会議でご挨拶申し上げました、9月末の完成を目指し工事を施工中でございますが、長雨、台風の被害等で難しいようでございます。少しでも早く完成するよう努力してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

施策の体系で、情報化社会の中で豊かに暮らすための情報基盤の充実の、高度情報通信網を活用した高度情報化推進の地域イントラネットの活用推進につきましては、職員が常駐している町有施設を結ぶ情報系ネットワーク、議会の様子をインターネットで配信する議会中継システム、生涯学習課で実際のパソコン教室も利用しております。

また、昨年度、八火図書館、竜北歴史資料館図書室、各小・中学校の図書室をネットワークで結ぶ図書システムを導入しました。これにつきましてもイントラネットを利用しているところでございます。

（エ）についての施策の体系で、住民が参画し、住民が主役となるまちづくりの支援での施策方針、各地域及び全町でのまちづくりへの参加機会の創出の総合振興計画の策定につきましては、成果ではございませんが、平成30年から39年までの第2次計画を策定することが必要となっております。次年度より準備を始めまして、平成29年度末には策定したいと思っております。

以上が企画財政課の部分でございます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 健康福祉課からは、（ア）の項目で、消防・防災体制の強化を図る事業の中で、防災備蓄倉庫の整備・充実としまして、災害時要援護者用に2カ所、竜北福祉センター北側の備蓄倉庫、宮原振興局3階倉庫に、紙おむつ、トイレ用備蓄非常用袋、マット類などそれぞれ100人分を3日間備蓄して災害に備えております。

以上で健康福祉課から答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 建設下水道課が担当する（ア）（イ）についてお答えします。

（ア）についてですが、施策の体系、安全・安心な住環境づくりのための防犯・暴力団排除・防災対策の推進の中で、防災ハザードマップ作成事業については、平成19年度、浸水・高潮・土石流の危険箇所、崖崩れの危険箇所、避難箇所等を入れました氷川町洪水避難地図、洪水ハザードマップを小学校校区ごとに作成し、平成20年4月に印刷を行い、町内各世帯へ配付しました。また、町のホームページで閲覧できるようにしております。

建築物の耐震化等支援事業につきましては、地震による建築物倒壊等の被害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震化の現状を把握するとともに、具体的な耐震化の目標を定め、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、氷川町建築物耐震改修促進計画を平成24年度策定しました。

耐震改修促進における主な取り組みについては、平成25年度より耐震診断への支援として、戸建て木造住宅の耐震診断の費用に対する助成事業を実施しております。なお、電話での問い合わせはありますが、実施には至っておりません。

施策の体系、便利で快適な住環境づくりのための生活道路・公園施設の充実の中で、道路維持管理事業については、管内町道路線712路線、302.1キロメートルで、アスファルト舗装、コンクリート舗装の老朽化に伴う舗装の維持補修を実施しています。

現在は、地区要望箇所を重点的に整備を実施しておりますが、今後は町内の主要な路線及び生活道路として重要な路線の舗装路面の性状調査及び舗装構造調査を現在進めているため、その成果に基づき年度計画を策定して、舗装・補修を実施していきたいと思っております。

また、管内の橋梁347橋については、法令の定めに基づき1次点検を5年ごとに実施する計画であります。橋梁の老朽化に伴う補修、架け替え事業につきましては、平成26年度から取り組み、平成26年度1橋、平成27年度は7橋の計画をしております。

施策の体系、質の高い住宅・宅地の誘導及び公的住宅の充実の中で、公営住宅等のストックの長寿命化事業は、平成24年度に策定した氷川町公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成26年度より桜ヶ丘団地の屋根防水と外壁改修事業に取り組んでおり、平成26年度に3棟が完了し、平成27年度は3棟の改修工事を発注して

おり、平成28年1月完成に向けて着手したところであります。平成28年度につきましては、3棟を計画しております。

公営住宅建て替え等に向けた環境整備の推進は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、久保団地、常葉団地の木造で、著しく老朽化している住宅入居者に対し、既存する簡易耐火構造平屋建てへの住宅への住み替えをお願いしているところでございます。町の財政コスト縮減を念頭に置きながら、民間アパートの借り上げや誘致なども視野に入れ、若者などに魅力ある住宅施策を展開してまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 総務振興課関係部分について回答いたしたいと思っております。

まず、（ア）の住む人が誇りに思える住宅・住環境の充実についての成果についてですが、各地区における憩いの空間づくりに関しましては、年間650万円の予算を計上している住民主役のまちづくり補助金を活用しながら、多くの地区において緑化推進や花いっぱい運動など、地区公民館周辺や通学路などへの環境整備活動が活発に行われてきており、各地区憩いの空間づくりがなされてきております。

地区公園の整備については、地区からの要望としては上がってきておりませんが、新村地区において、中塘公園整備の要望がなされ、今年度、地元地区との協議をしながら実施設計が進められてきているところでございます。

次に、（ウ）の地域の歴史・伝統・文化の継承の継続の状況については、各地区のまちづくり活動支援、及び住民自治によるまちづくり活動支援事業に関して、各地区におきまして、先ほど言いました住民主役まちづくり補助金を活用し、指定文化財でないものを含め、文化財案内看板の設置や鹿島神社の祭り、南鹿野天満宮の祭り、河原の十六夜祭、早尾のチューリップ祭りなど、地区の祭り、どんどや、もぐら打ち、納涼祭など、地域の伝統文化を継承していくため、それぞれの地区で工夫しながら大いに活用され、一定の成果を上げているものと思っております。

次に、（エ）の住民主役のまちづくりの推進についての事業成果についてですが、地区別計画の推進支援、住民自治組織の育成、住民自治によるまちづくり活動支援に関しましては、先ほどと同様、住民主役まちづくり補助金を予算化いたしまして、地区別計画の実現に向け活用されておりますし、地区担当職員の配置により、地区別計画策定の支援や地区づくり委員長さんへの説明会、研修など、計画推進の支援を行ってきたところです。また、計画実現に向け、各地区それぞれに地区づくり委員会が組織され、計画策定から実活動の中心ともなっております。

まちづくり条例の見直しと運用に関しましては、現状のまま宮原地区のみを対象

としたほか、土地利用についてゾーニング及び用途制限については、昨年11月に実施いたしました土地利用計画地区別説明会におきまして、開発・建築行為の制度、手続の概要を説明するほか、地区住民からの意見を伺い、修正要望があった部分について一部修正、見直しを行ってきたところではありますが、まちづくり条例そのものの見直しまでには至っていない状況でございます。

次に、(オ)の住民自治を支える行財政システムの確立についての取り組み状況についてですが、人材育成の推進、機会の創出、職員のスキルアップに関することではありますが、総務費の職員旅費の中で、本年度から、職員自ら企画して、まちづくりなどの先進自治体へ研修に行ける仕組みづくりを行っているところです。あわせて、役場内に地域自治推進研究会の設置という項目に関しても、次の項目で詳しく回答があるかと思いますが、氷川町未来まちづくり政策研究会がこの8月に設置され、氷川町が直面する課題、ごみ対策、空き家対策などといった事例がありますが、そのへんの調査研究を行っていきたいとしているところでございます。また、現在のまちづくり条例についても、見直しを含め、研究をしていきたいと考えております。

まちづくり情報銀行、まちづくり酒屋の機能の検討の項目に関しましては、空き状態でありました情報銀行についての設置条例を今議会に提案し、その機能、位置づけを明確にさせ、交流促進、人材育成、情報発信、総合政策調査研究などに活用していきたいと考えております。また、まちづくり酒屋におきましては、現在、宮原まちづくり株式会社に指定管理者の指定をして運営を行っているところです。中心市街地の商店街が非常に厳しい状況の中で、できるだけ賑わいの創出ということで、イベントなど工夫しながら、多くの人に来てもらえるような取り組みを続けているところでありますし、また、昨年締結しました同志社大学政策学部との連携協定が、情報銀行を活動拠点にしておりますが、手狭な部分もありますので、酒屋についてもあわせて活用していくこととしているところでございます。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 私のほうからは、(ウ)と(エ)につきまして回答させていただきます。

まず、(ウ)につきましては、伝統事業への支援といたしまして、8月23日、24日の地蔵祭りや7月29日の納涼祭を、観光物産協会が主催して開催しております。地蔵祭りでは、作り物大会に今年は10基の展示がされ、団体への助成や審査による六つの賞を設けまして表彰を行っております。

納涼祭は、宮原三神宮の夏越祭と同日に、中心市街地での流し踊り、三神宮横でのイベント、抽選会、表彰式などを開催しております。いずれも明治初期、それ以

前よりの伝統ある行事であり、地域の方々によって伝承、継承されておりますが、環境や人材など厳しい状況もありまして、今後、町、観光物産協会といたしましても、支援、助成を行い、伝承に協力してまいりたいと思っております。

伝承館各種クラブの活動といたしましては、現在、陶芸・絵手紙・手芸・切り絵など四つの団体が活動しております。年間複数回の代表者会議を開催いたしまして、活動内容を確認するとともに、作品の展示、販売活動の打ち合わせを行っております。町としてもその製作や販売、PR活動に支援をしております。継続して活動され、会員の方々の生きがいくりと地域の方々への教室開催など、ボランティア活動への社会貢献、地域のイベント等への参加による地域づくりにつながっていることと思っております。

続きまして、(エ)につきましては、氷川まつり、毎年3月に会場を竜北公園と桜ヶ丘グラウンド、交互に行っております。ステージイベントや物産展を開催し、町内外から多くの方の来場をいただいております。納涼祭、地蔵祭り、今、申し上げましたとおり、町内各施設から流し踊り、花火大会には、町内外の個人事業所からも協賛をいただきまして、イベント会場では、各種団体による芸能発表や抽選会、イベントなど盛り上げて開催、交流の場となっております。地域づくりにいずれもつながっていることと思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（永田義昭君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（沖村眞一君） それでは、生涯学習課が担当いたします（ウ）（エ）についてお答えいたします。

まず、地域の歴史・伝統・文化の継承の継続状況はについてお答えいたします。

野津古墳群、大野窟古墳整備につきましては、まず、野津古墳群が平成17年3月、国指定の史跡となり、続きまして、大野窟古墳につきましても調査を終了し、平成25年10月、国指定の史跡となりました。

現在、野津古墳群、大野窟古墳史跡等保存管理計画の策定に着手しており、その後、整備計画の検討を行うこととなります。また、各地区の伝統的な祭りや伝統芸能の継承団体活動については、これまでどおり支援してまいります。

また、散策ルート環境整備事業につきましては、野津古墳群、大野窟古墳の整備計画の進捗にあわせ、計画してまいりますとともに、案内看板・パンフレット等を随時充実させてまいります。

また現在、野津古墳群の出土遺物の一部をウォーキングセンターで展示しておりますが、今年度、文化センターにおいても一部の展示を行い、町民の皆様へ公開していく予定としております。

続きまして、(エ)住民主役のまちづくりの推進についての事業成果はについてお答えいたします。

地区公民館の建設支援事業ということで、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活・文化の振興に寄与するため、地区公民館施設の増築に要する経費に対する補助金の交付を行っております。新築の場合500万円、増築の場合200万円、修繕の場合は100万円というふうに補助の限度額は設けてございますけども、補助対象建築費の2分の1を補助することにより、地区館整備の支援を行っております。これまでの補助実績につきましては、新築10件、増築1件、修繕18件となっております。

地区館の活動助成につきましては、地域住民が行う地域づくりの諸活動を促進し、活性化を目指すため、地区館交付金として各地区助成しており、現在も交付を行っております。地区館活動の各地区における文化活動、スポーツ活動の一助になっていると考えます。以上です。

○議長(永田義昭君) 江寄議員。

○5番(江寄 悟君) 課長たち、あともあるんでしょうけど、あと14分ぐらいしかありませんので、私の質問のほうを先にさせていただきます。

実は、交通安全意識の啓発を図るということで、交通安全対策の体制強化というのがうたわれています。その中で、現在高齢者の交通事故が非常に高い割合を示している。そういう中で、警察のほうでは、免許証の返納を積極的に進めていきたいというふうなことがあっております。

この前の議会で、すこやか赤ちゃん助成金が出てきました。私は、この高齢者の免許証返納をしていただくための、返納したときの、返納したために足がなくなった。それに対する対応、例えば、タクシー券の発行とか、それから、そのための返納した人に限って対応する、そういうふうなことをこの氷川町で条例を起こして、警察とタイアップしながら高齢者の事故を減らしていくというようなことを、赤ちゃんの助成金つくりましたから、それも検討していただけないか。

また、(イ)で、町民の移動手段の確保というのがうたわれていまして、これは乗合タクシー等の移動手段の検討をしていくよと。実際、この件については、町長のほうで検討されているという話を、噂を聞きましたけれども、そのような移動手段も含めて、高齢者の免許証返納を積極的に進めていく、その件についてどういうふうに町長、お考えかということをして1件、それからもう1つ、先ほど建設課長、公営住宅の建て替えを検討しますという話されたんですけども、町長は既に公営住宅の建て替えは考えていない、民間アパートとかそういうもので対応していきたいという答弁を過去にもらっていますが、その件についてちょっと食い違ったので、答弁

をお願いしたいと思います。

とりあえずその2点についてお願いいたします。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 高齢者の皆様方の免許返納に伴います足の確保ということでございますが、まずはその交通安全、そういった事故を起こさない啓発が一番だろうと思っております、そのあたりにつきましては、しっかりとこれから力を込めていきたいと思っております。その上で、返納された方々のそういった交通手段の確保、先ほどおっしゃいました、別のそれぞれの地域の不便の方々の交通手段の確保につきましては、今、総務課のほうで暫時調査検討を行っておりますけれども、なかなかこれといった有効な、いわゆる手立てが見つからないというのが現状でございますが、これからはっきりそういった現状を踏まえて、ぜひ検討を進め、具体的にどういった取り組みができるのか、可能なのか、必要なのか、そのあたりも含めて、さらに協議を進めていきたいと思っております。

それから、公営住宅の話が出ました。宅地造成をし、新しい住宅を町が造ることはせずに、民間にお任せしますというお話をしました。ただ、今あります公営の住宅についての建て替えにつきましては、やはり計画も長寿命化計画の中で建て替えの計画も出ております。それをどこからこういった形でやるのかというのが、これからの課題だろうと思っております、今あります公営住宅を、一切手を付けないということにはならないと思っておりますので、そのあたりは誤解のないようお願いをいたしたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） もう1点、総務振興課のほうから、まちづくり条例の見直しの話が出ました。これについて私のほうは、このまちづくり条例、竜北地域にも広げて、より住みやすいまちづくりをするためにもこの条例が必要じゃないか、そのための見直しはしないのかということ、私は町長に確認をいたしました。

そのときに町長は、竜北エリアには農振地域の指定がかぶっているので、まちづくり条例をするつもりはないという答弁をいただきましたが、総務振興課長の答弁とちょっと違うみたいなんですけど、そのところは竜北エリアも含めて、まちづくり条例の見直しをぜひしてほしいんだけど、する予定があるのかどうか、そのところをお願いします。

○議長（永田義昭君） 総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 見直しのお話をちょっといたしました、土地利用計画部分、まちづくり条例の中での土地利用計画部分につきましては、町長が言いましたとおり、現在のところは竜北地区まで広げるということまでは至っておりませ

ん。条例の中身について、そのほかの部分がありますので、そのほかの部分、例えば文言の中で情報銀行の記載もあります。地区づくり委員という今、使い方やっているんですが、条例の中では、まちづくり委員とかそういった使い方がありますので、そのへんの整理を含めて、条例の見直しをということで申し上げたつもりでございます。

○議長（永田義昭君） 次に、質問事項2、氷川町未来まちづくり政策研究会についての、（ア）から（ウ）までの答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 担当の企画財政課からお答えしたいと思います。（ア）から（イ）までの回答といたしたいと思います。まず、設立に至った経過等についてお答えします。

近年、町が抱えております政策課題が複雑多様化しておりまして、担当課では解決が困難となる事例も増えてまいりました。時間もかかるようになっておりますので、加えて昨年の秋ごろから、地域創生事業で自治体独自の政策が求められております。このような状況を踏まえまして、各年代、各課の職員が持っている知識、アイデア、行動力を横断的に発揮し、問題解決にあたる組織が必要と考え、設立した次第でございます。メンバーといたしましては、20代から50代までの15名、11の課に所属しており、任期は2年間となっております。

取り組み内容といたしましては、政策提言、政策課題の解決に向けた議論を行いたいと考えております。既に前回は行いましたときは、ごみ対策、空き家政策、総合政策総合研究所の3件について、氷川町に研修に来ておりました、地域づくりインターン生13名とともに議論を行いまして、8月23日のまちづくりフォーラムにおきまして報告を行ったところでございます。

しかしながら、ごみ対策と空き家政策については、今後議論していく必要があると考えております。報告までの期間として、予算に反映させることも必要となりますので、最短で1カ月ないし最長で3カ月を想定し、課長会に資料とともに報告を行っていく予定でございます。

また、研究会はまちづくり情報銀行を活動拠点としておりますので、氷川町のまちづくりの情報発信、住民の皆さんとのまちづくりの議論、同志社大学との連携協定に関する事業、視察研修の受入れ等にもかかわっていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（永田義昭君） 町長。

○町長（藤本一臣君） （ウ）の町長がこの研究会に期待するものと、それから提言に対する対応ということでございますが、今、設立の経緯、これからの取り組みにつきましては、課長が申し上げたとおりでございます。

私が一番この研究会に期待しておりますのは、職員のスキルアップでございます。それと意識改革でございまして、そのことが全職員に行き渡って行って、スピード感を持ったそれぞれの政策対応ができていけばなあという、それが一番の期待でございますし、そのことによって、それぞれの政策への新たな視点が生まれてくればいいのかなと思っております。

それから、提言に対します取り組みでございますけれども、やはり大切にしていきたいと思っております。その研究のテーマも、一番課題となります町が今、抱えているいろんな課題についての研究を行っていただくわけでございますので、その政策提言につきましては、しっかりと受け止めてまいりたいと思っております。

先ほども少しお話がありましたけれども、8月23日にフォーラムを行いました。そのときもごみ問題、あるいは空き家の問題につきましても提案をいただきました。その中で早速今度の9月のこの定例会に、ごみの減量化のための、いわゆる水切り器の予算も提案をさせていただいております。それもその場で、そういった提案があって、担当課がしっかりその提言を受けて行動を起こしたということでございまして、あわせて、分別ごみの一覧表がございまして、これにつきましても提案がございました。一番大切なものを一番上に持ってこいよというような話がありまして、そういったことも今後の、大きなそういった提案がありましたので、ぜひ対応してまいりたいと思っております。

その他、やはり今、町が抱えておりますそれぞれの課題につきまして、テーマとして研究をいただくわけでございますので、しっかりその提言につきましては受け止めていきたいと思っておりますし、具現化できるものはいち早く具現化をしていきたいという思いでございます。

あわせて、この研究会、15名のメンバー、職員が13名、14名だったですか、14名、そして所長としまして副町長がトップにおられるわけございまして、お許しがあれば副町長から、少しその所信も述べさせていただきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） 副町長。

○副町長（平 逸郎君） 今回、まちづくり政策研究所の所長ということで、就任をさせていただきました平でございます。本研究会におきましては、藤本町長から大きな権限を我々にはいただいていると認識をしております。さまざまな政策課題、非常に困難なものもございまして、その部分につきましては、やはり職員の知恵、そして住民の皆様の見解をいただきながら、氷川町全体で一つになって取り組んでいきたいと思っております。今後ともぜひ皆さん方の支援、応援のほうをよろしく願いいたします。終わります。

○議長（永田義昭君） 江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 私は、8月26日のこの熊日新聞を読ませていただいたときに、いよいよ藤本町政が、これから先、10年の節目を迎えて動き出したんだなあということで、この記事を読ませていただきました。ぜひ成功してほしいな、この2年間でどういうふうなことができるのか、また、このグループによって、研究会によって第2次総合振興計画も作らなければいけませんので、そのたたき台になるために、これからの氷川町がその第2次総合振興計画に基づいて進めていかれる。今まで私は第1次総合振興計画に基づいて、本当にこの10年間成果が上がったのかを、執行部の皆さんと検証をしてきたところです。これから第2次総合振興計画を進めるにあたって、このようなグループがいるんだな、びっくりしました。この設置要綱、研究員の数は原則15名以内、相当応募があつて、手が挙がつて、このすばらしい15人に絞られたんだなあというのがありまして、この方たちにそれぞれにこの氷川町の未来の思いを語っていただくというのは、すごいなと思っております。大変期待をしているところです。

また、熊日新聞の折り込みに「火の川」というのがありますけれども、ここで平副町長が大学生を前に特別講演を行われて、この氷川町が現在抱えている3つの課題について、大学生とともに頑張っていこうという結果が、先ほど町長があつた水切り器の件やごみ袋の件じゃないか。そういう小さなところから積み重ねていって、この小さな氷川町でできること、小さな町でよかったなという成果を上げていただきたい。私は非常にこれについて期待しているところです。ぜひ頑張ってください。

残り20分ですので、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永田義昭君） 以上で江寄議員の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れでした。

-----○-----

散会 午後0時18分